

ID: 299

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	緑化施設工事の認定
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第43条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号
【基準】 法第43条第1項の規定による。 (緑化施設の工事の認定) 第43条 第35条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局) ⑤ 緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定 法第43条第1項に基づく緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが出来ない場合、市町村長が認定することにより、当該緑化施設に関する工事が完了していないことを除き建築基準関係規定に適合していると認められる場合には、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けることができることとするものである。 市町村長が認定する場合として、例えば積雪寒冷地において厳冬期に建築物が完成する場合等気温等が原因で建築物の工事の完了の日までに緑化工事が完了できない場合などが考えられる。市町村長が認定を行った場合、緑化施設に関する工事が完了できない事情が解消し次第、速やかに緑化施設に関する工事を完了させなければならないこととされていることを踏まえ、緑化工事が完了した際に市町村長に通知し、その検査をうけることとすることが望ましい。 この認定に際しては、都市緑地法施行規則第10条により、同規則に定める申請書に付近見取り図及び配置図並びに確認済証の写しを添えて、市町村に提出することとされているが、この場合の配置図として、以下の書面を添付させること等により円滑な運用を図ることが望ましい。 - i 平面図 - ii 同規則第9条第1号の緑化施設を設置して壁面緑化を行う場合にあっては当該施設を整備する建築物の部分の立・断面図 - iii 緑化施設の面積の算出根拠を示す書面(求積図、面積算出表等。 i 及び ii の図面に記入することも可能) 市町村長が認定を行った際に交付する認定書については、完了検査の申請の添付図書とされており、当該認定書をもとに建築主事等が検査を行うことから、十分かつ必要最低限の図	

書とすべきであることを踏まえ、市町村長は、認定書に申請書及びその添付図書(緑化施設の面積の算出根拠を示す書面を除く。以下「認定書の様式等」という。)の写しを付すことが望ましい。また、認定書の様式等を定めるにあたっては、当該地域を所管する特定行政庁に対してあらかじめ十分な時間的余裕を持って協議するとともに、当該認定書の様式等を定めた際には、当該地域を業務区域とする指定確認検査機関による建築完了検査の実施に支障をきたすことがないようにするため、当該特定行政庁が当該地域を業務区域とする指定確認検査機関に対して認定書の様式等について情報の提供を行うことを踏まえ、当該特定行政庁に対してその旨について通知することが望ましい。

標準処理期 ¥間	30日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日